

第一類 第十四号(附屬の二)

第二回國會 運輸及び交通委員會財政及び金融委員會連合審査會議錄第一号

昭和二十三年六月四日(金曜日)
午後三時四十分開議

出席委員

連輸及び交通委員會
委員長 川野 芳南君
理事 前田 郁君 理事 高橋 傳君
中野 武雄君 大澤嘉平治君
小笠原八十美君 岡村利右衛門君
井谷 正吉君 川島 金次君
佐々木三三君 重井 隆治君
島上善五郎君 島田 晋作君
館 俊三君 原 彪君
飯田 義茂君 堀江 實藏君

財政及び金融委員會

委員長 早稻田柳右二門君
理事 堀田十一郎君 理事 島田 晋作君
理事 中崎 敏君 理事 梅林 時雄君
理事 吉川 久衛君
渡利 三朗君 石原 登君
江崎 眞澄君 大上 司君
島村 一郎君 宮崎 靖君
赤松 勇君 川合 彰武君
佐藤順次郎君 田中謙之進君
金光 晴邦君 後藤 悦治君
井出一太郎君 藤田 眞君
本藤 恒松君 堀江 實藏君
河口 陽一君 本田 英作君

出席國務大臣

運輸大臣 岡田 夢一君

出席政府委員

運輸事務次官 木下 榮君
運輸事務官 加賀山之雄君
委員外の出席者
専門調査員 岩村 勝君
専門調査員 堤 正成君
専門調査員 氏家 武君

本日の會議に付した事件
國有鐵道運賃法案(内閣提出)(第七号)

○川野委員長 これより運輸及び交通委員會、財政及び金融委員會連合審査會を開きます。
私が各位の御了承を得まして委員長職務を務めさせていただきますと思ひます。
ではこれより昨六月三日運輸及び交通委員會に付託になりました國有鐵道運賃法案、内閣提出第七号を議題といたします。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。岡田運輸大臣。

國有鐵道運賃法案

國有鐵道運賃法

(編則)

第一條 國有鐵道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)における旅客運賃並びにこれに關連する運費及び料金は、この法律の定めるところによる。
2 前項の運費及び料金は、左の原則によつてこれを定める。
一 公正妥當なものであること。
二 原價を償ふものであること。
三 産業の発達に資すること。
四 資金及び物價の安定に資すること。

(旅客運賃)

第二條 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。
3 旅客運賃の等級は、一等、二等及び三等とする。
(鐵道の普通旅客運賃)

第三條 鐵道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。
一 三等の賃率は、營業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円二十五錢、百五十キロメートルをこえる部分は九十錢とする。
二 二等の運賃は三等の三倍、一

等の運賃は三等の六倍の額とする。

(航路の旅客運賃)

第四條 航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。
(定期旅客運賃)

第五條 定期旅客運賃は、左の各号の規定に従ひ、運輸大臣がこれを定める。
一 適用期間一箇月又は三箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の五十に相當する額をこえることができない。
二 適用期間六箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の四十に相當する額をこえることができない。

(貨物運賃)

第六條 貨物運賃は、車扱貨物運賃及び小口扱貨物運賃とする。
第七條 貨物運賃は、別表第二の通りとする。
第八條 急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

第九條 貨物運賃は、車扱貨物運賃及び小口扱貨物運賃とする。
第十條 貨物運賃は、別表第三の賃率による。
第十一條 小口扱貨物運賃の賃率を參し、として運輸大臣の定める賃率による。

(運費料金の輕微な變更)

第八條 全体として國有鐵道の總收入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の輕微な變更は、運輸大臣が行ふことができる。
(委任規定)

第九條 この法律に定めるものの外、旅客又は貨物の運送に關連する運費及び料金並びにこの法律に定める賃率の適用に關する細目は、運輸大臣がこれを定める。但し、鐵道營業法(明治三十三年法律第六十五号)の規定の適用を妨げない。

附則

第十條 この法律の施行期日は、公布の日から七日をこえない期間内において、政令でこれを定める。
第十一條 鐵道營業法の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「運賃」の上に「國有鐵道以外(鐵道)」を加え、「一月」を「七日」に改める。
第十二條 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き鐵道營業法第三條第二項の規定の適用除外に關する政令(昭和二十二年政令第百十三号)はこれを廢止する。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 別			三等運賃	二等運賃	一等運賃
			円	円	円
青森	函館間		140	420	1140
宇野	高松間		25	75	
仁方	堀江間		90	270	
宮島	宮島間		3		
大島	小松港間		7		
下関	門司港間		7		

別表第二

第六條の規定による急行料金表

種 別	地 帯 別	三等料金	二等料金	一等料金
		円	円	円
急行料金	600キロメートルまで	180	360	540
	1200キロメートルまで	280	520	780
	1201キロメートル以上	360	700	1050
準急行料金	600キロメートルまで	90	180	270
	1200キロメートルまで	180	260	390
	1201キロメートル以上	180	360	540

別表第三

第七條の規定による車扱貨物賃率表

(一) (一グラムトンについて)

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	95	78	55	44	38	37	33	29	26	23	21
20	127	97	74	59	51	49	44	39	35	31	27
30	160	122	93	74	64	61	55	48	44	39	34
40	192	148	112	89	77	73	66	58	53	46	41
50	224	171	130	103	90	86	77	68	61	54	48
60	256	195	149	118	103	98	88	77	70	62	55
70	289	220	168	133	116	110	99	87	79	70	62
80	321	244	186	148	129	123	109	97	88	77	68
90	353	269	205	163	142	135	120	106	96	85	75
100	385	293	224	178	154	147	131	116	105	93	82
120	422	321	245	195	169	161	144	127	115	102	90
140	459	349	267	212	184	175	157	138	125	111	98
160	496	377	288	229	199	189	169	149	135	120	106
180	533	406	310	246	214	203	182	160	145	128	113
200	570	434	331	263	228	217	194	171	156	137	121
220	607	462	353	280	243	231	207	183	166	146	129
240	644	490	374	297	258	245	219	194	176	155	137
260	681	518	395	314	273	259	232	205	186	164	145
280	718	546	417	331	288	273	245	216	196	173	153
300	755	574	438	348	302	287	257	227	200	182	161
320	792	602	460	365	317	301	270	238	216	191	168
340	829	631	481	382	332	316	282	249	226	199	176
360	866	659	503	399	347	330	295	260	236	208	184
380	903	687	524	416	362	344	308	271	246	217	192
400	940	715	546	433	376	358	320	282	256	226	200
420	974	740	565	448	390	370	331	293	265	234	207
440	1007	766	585	464	403	383	343	303	274	242	214
460	1041	791	604	479	417	396	354	313	284	250	221
480	1074	817	623	495	430	409	366	323	293	258	228
500	1108	842	643	510	443	421	377	333	302	266	235

(二)

等級 キロメートル	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
550	1192	906	691	548	427	453	406	358	325	286	253
600	1276	969	740	587	510	485	434	383	347	306	271
650	1359	1033	789	626	544	517	462	408	370	327	289
700	1443	1097	837	664	577	549	491	433	393	347	306
750	1527	1160	886	703	611	580	519	458	416	367	324
800	1610	1224	934	741	644	612	548	483	438	387	342
850	1694	1288	983	780	678	644	576	509	461	407	360
900	1778	1351	1031	818	711	676	605	534	484	427	377
950	1862	1415	1080	857	745	708	633	559	507	447	395
1000	1945	1479	1129	895	778	740	662	584	530	467	413
1100	2113	1606	1226	972	845	803	719	634	575	507	448
1200	2280	1738	1323	1049	912	867	776	684	621	549	484
1300	2448	1861	1420	1126	979	931	833	735	666	588	519
1400	2615	1988	1517	1203	1046	994	890	785	712	628	555
1500	2783	2115	1614	1280	1113	1058	947	835	757	668	590
1600	2950	2242	1711	1357	1180	1121	1003	885	803	708	626
1700	3118	2370	1809	1435	1247	1185	1060	936	848	749	661
1800	3285	2497	1906	1512	1314	1240	1117	986	894	789	697
1900	3453	2624	2003	1589	1381	1312	1174	1036	940	829	732
2000	3620	2752	2100	1666	1448	1376	1231	1086	985	869	768
2100	3788	2879	2197	1743	1515	1440	1288	1137	1031	909	803
2200	3955	3006	2294	1820	1582	1503	1345	1187	1076	950	839
2300	4123	3134	2392	1897	1649	1567	1402	1237	1122	990	874
2400	4290	3261	2489	1974	1716	1631	1459	1287	1167	1030	910
2500	4458	3388	2586	2051	1783	1694	1516	1338	1213	1070	945
2600	5625	3515	2683	2128	1850	1758	1573	1388	1258	1110	981
2700	4793	3643	2780	2205	1917	1822	1630	1438	1304	1151	1017
2800	4960	3770	2877	2282	1984	1885	1687	1488	1350	1191	1052
2900	5128	3897	2974	2359	2051	1949	1744	1539	1395	1231	1088
3000	5295	4025	3072	2436	2118	2013	1801	1589	1441	1271	1123
以上100キロメートルを増すごとに	167	128	98	77	67	64	57	50	46	40	35

○岡田國務大臣 ただいま議題となり
ました。國有鐵道運賃法案につきま
して、提案の理由を説明申し上げま
す。國有鐵道は、創設以來終戦に至るま
で、経営上の赤字を生じたことはな
かつたのでございまして、終戦後急激な
る物價及び資金の高騰により、今日ま
でに二回運賃の改正を行いました。が、
その都度、インフレーション抑制のた
め、その値上げは少額に抑えられ、
昭和二十一年、二十二年の両年度にわ
たりまして多額の損失を生ずるに至つ
たことは御承知の通りであります。
たことは御承知の通りであります。
さらに今回物價の改訂、資金水準の引
上げ等が行われることになりまして、
國鉄收支の懸隔は、企業の本原則を
喪失いたしますのみならず、國家財政
の健全性を危殆に陥れることとなりま
すので、このたび運賃改正をはかり、
財政法第三條の特例に関する法律によ
りまして、國會の御審議をお願いする
こととなつたのでございまして、
國有鐵道事業は、独占的であり、か
つ公共的性質のものでありますので、
経営並びに運賃のいかんは、直接國民
大衆の日常生活に多大の影響を及ぼし
ます關係上、その経営指導を高橋し
て、経費を節減し、運賃値上げは最小
限度に止めなければならぬことは申す
までもないのであります。このたび
の改訂に際しましては、日本經濟の現
状に鑑み、物價の高騰は依然としてで
きるだけ抑制せねばならぬことが強く
要請されますので、貨物運賃は採算コ
ストを無視いたしまして、低位にこ
れを抑えることが必要であります。そ
こで政府におきましては、あらゆる角
度からいへば、考慮検討を加えました
結果、貨物及び旅客運賃ともに現行の
約三・五倍に引上げること案を決定
したのでございまして、眼前に比べま
して、現行運賃は、旅客、貨物ともに約
二・二倍になつておりますので、今回
も同率値上げをいたすことにしたので
ありますが、鐵道を利用せられます多
数の國民諸君に對しまして、実質的の
御負担の増加と相なりますことは、ま
ことに心苦しい次第でございまして、從
いまして政府といたしましては、かか
る運賃値上げを行います以上、十分な
る自己反省のもとに、鐵道特別会計の
合理化を行つて、幾分でも國民大衆の
負担の軽減をはかり、その納得を得な
ければならぬと存じます。すなわち今
年度國有鐵道予算案は、当初要求に比
し、大蔵省と打合せの結果、人員に
おいて約六万人、修繕費及び物件費等
を合わせまして約六十億円の節減を行
うこととし、非常に窮乏な経費を計上
いたしますとともに、他方雑收入約十
億円を計上する等の措置を講ずること
としたのでございまして、なおかつ収
支不足百億円を出しておるのでありま
して、この不足金は一般会計から繰入
れることとしたのでございまして、
また、今回増額を予定されております通
行税は、全部これを旅客運賃の中に含
めることとしたのでございまして、この趣
旨に基くものでございまして、これら収
支の細目につきましては、別途予算案
において國會の御審議を願う次第で
ございまして、今回の値上げ、特に旅客
運賃は、一見大暴落値上げでありま
して、種々御批判もあるかと存するの
であります。以上述べました通り、
貨物、旅客同運賃全体といたしまして
は、現在の経営採算からは、なおかつ
相当に下まつた水準になつておるの

であります。従いまして、現在の物價並びに經濟の實情に照らしまして、何とか御了承を賜りたいと思つたのでございます。われ／＼國有鐵道當局とい

○川野委員長 それでは次回の連合審査会は明五日午後一時から開くことにいたしました。今日はこれにて散会いたします。
午後三時四十九分散会

たしましては、從來とも經營の合理化に努めてまいりましたつもりではあります。さらにこれを促進し、徹底いたしますため、國有鐵道復興五箇年計画を立案いたしますとともに、その經營、機構、技術、經營等の全般にわたりますして刷新改善を遂やかに実行したいと存じ、新たに國有鐵道審議會を設けまして、これが調査立案をいたすこととした次第でございます。今後とも、經營の合理化及び能率の向上等、鐵道力の強化並びにサービスの改善等に積極的努力を傾注いたしまして、國民各位の御負担にこたえたいと存ずる次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことをお願い申し上げる次第でございます。

○川合委員長 本日はこれにて散会されんことを望みます。

○川野委員長 川合君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井谷委員長 この間私は、鐵道の人員の基本調査、あるいは鐵道弘済會、鐵道病院、かようなものに対する基本的な調査をお願いしておいたのですが、質問にはいります場合には、やはりこうした資料がわれ／＼は欲しいのでありますから、至急に御提出をお願いしたいと思います。

○加賀山政府委員 お答え申し上げます。ただいま印刷の準備をいたしておりますので、明日はでき上る予定になつております。

昭和二十三年七月二十八日印刷

昭和二十三年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局